

旧那覇市真和志庁舎アスベスト調査業務委託

仕 様 書

令和 8年 4月

那覇市役所 管財課

1. 本業務の目的

本業務委託(以下「業務」という。)は、那覇市真和志庁舎跡地について旧庁舎を含めた現状有姿で売却するにあたり、売却価格を適正に設定するために当該庁舎におけるアスベストの使用の有無を調査するものである。

2. 業務名称及び履行場所

業務名:旧那覇市真和志庁舎アスベスト調査業務委託

履行場所:沖縄県那覇市寄宮2丁目32番1号

3. 履行期間

契約締結日 ~ 令和8年11月6日

4. 調査内容

旧那覇市真和志庁舎について、アスベストの使用の有無を確認するため、試料の採取・分析・報告書作成を行うものとする。

対象施設 : 旧那覇市真和志庁舎

調査対象 : 旧那覇市真和志庁舎(314検体)

※詳細は別紙「旧那覇市真和志庁舎アスベスト調査業務委託採取部位一覧」参照

※平面図の配布を希望するものは、那覇市総務部管財課にて配布するので、入札説明書12の連絡先まで連絡をすること。

5. 分析方法

採取した全ての試料は、偏光顕微鏡による定性分析方法によって、アスベストの有無を確認する。アスベスト含有率等の分析方法は、原則として「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」(JIS A 1481-1)により行うものとし、別の分析方法を使用する場合は、担当職員と協議のうえ、承諾を得なければならない。

6. 調査実施機関

調査実施機関は次の資格を保有していること。

- ・作業環境測定機関登録があること。
- ・石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者であること。

7. 管理技術者の資格

管理技術者は次のいずれかの資格及び経験を有する者を選任すること。

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者

- ・日本アスベスト調査診断協会に登録された者(石綿調査診断士)

8. 業務の実施

(1) 提出書類

本業務の実施に当たっては、契約書に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- ①着手届
- ②業務計画書
- ③管理技術者等通知書(資格証及び経歴等の写しを添付すること)
- ④業務成果引渡書

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、提出すること。

- ①業務着手時
- ②調査職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- ③その他

9. 業務計画書

業務計画書には、契約図書に基づき下記の事項を記載するものとする。

- (1)業務概要
- (2)実施方針
- (3)業務工程書
- (4)業務組織計画
- (5)打合せ計画
- (6)成果物の内容、部数
- (7)使用する主な図書及び基準
- (8)連絡体制(緊急時含む)
- (9)使用する主な機器
- (10)その他

10. 成果品の提出

- (1)業務が完了した場合は、業務完了報告書と共に下記に示す成果品を提出し、検査員の検査を受けなければならない。
- (2)成果品の検査において、指摘された箇所は直ちに訂正し、速やかに報告書等を提出しなければならない。
- (3)提出すべき成果品とその部数は、下記のとおりとする。なお、成果品の作成に当たっては、あらかじめ調査職員と協議すること。

①アスベスト含有率分析調査報告書 A4版(製本3部)

②電子データ(報告書・写真) CD-R(1枚)

③その他、調査職員が必要と認めたもの。

11. 参考法令等

- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【第2版】」
- ・ 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」 (JIS A 1481-1)
- ・ 「建材中の石綿含有率の分析方法について」 (厚生労働省労働基準局 基発 1222 第18号)
- ・ 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」